

2013年3月20日  
法学類会議教務関係申合せ 第1号  
教務委員会提案

#### 転コース後の卒業時期について

転コースをした学生は、転コース後の所属コースにおいて1年以上履修しなければ、人間社会学域規程第21条第1項及び法学類細則第4条第1項が定める「卒業に必要な単位」をすべて修得しても、同規程第7条及び同細則第3条第3項の定めにより、卒業を認められない。